

認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(郡山市指定第 0790300552 号)

グループホーム いちかわ

株式会社 市川建設

1. 事業所経営法人

法人名	株式会社 市川建設
法人所在地	郡山市昭和二丁目11番34号
電話番号	024-944-2125
代表者氏名	代表取締役 市川 良一

2. 事業所概要

事業所の種類	認知症対応型共同生活介護
事業所の名称	グループホーム いちかわ
事業所番号	指定事業所番号 0790300552
事業所の所在地	郡山市大槻町字北寺8番1
管理者の氏名	渡辺 功武
登録定員	9名
開設年月日	平成26年5月1日
電話番号	024-953-6041
敷地概要	949.87㎡
建物概要	364.96㎡ (木造一部2階建て)

3. 事業の目的

指定地域密着型サービスにおいて、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動の参加を図りつつ、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、ご利用者様がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

4. 事業所の運営方針

- (1) 人としての尊厳を守り、人間らしい心豊かな暮らしを提供する。
- (2) その方の人生歴を認識し、その方らしい生活の環境創りに努めます
- (3) 心身ともに、生きている喜びと感謝を提供します。
- (4) ありがとう、を毎日提供します。
- (5) 社会の一員として、地域貢献を目指します。
- (6) 常にお客様の立場にたって、思いやり、気配りのある寄り添う介護サービスの提供に努めます。

5. 居室等の概要

(1) 居室等の概要

以下の居室・設備をご用意しています。居室は原則1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（1人部屋）	9室	各室冷暖房設備
居間・食堂	1室	共用部分
浴室	1室	
相談室	1室	
トイレ	2室	車椅子対応
台所	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、設置が義務づけられている施設・設備です。

(2) 職員の配置状況

ご利用者様に対してサービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職種	職務内容	人員配置
管理者	事業所職員の管理、業務の実施状況把握等	1名
計画作成担当者	サービスの調整・相談業務	1名
看護職員	健康チェック等の医務業務	必要に応じて
介護職員	日常生活の介護・相談業務	3名以上

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

《職員の勤務体制》

職種	勤務体制		
管理者	常勤兼務	日勤	8:00～17:00 9:00～18:00
計画作成担当者	常勤兼務	早番 日勤 遅番 夜勤	6:30～15:30 8:00～17:00 10:30～19:30 16:00～9:00
看護職員	非常勤兼務	日勤 パート 月～金 (祝日除く)	8:00～17:00 9:00～18:00 8:30～15:30

介護職員	常勤兼務 及び 非常勤兼務	早番	6：30～15：30
		日勤	8：00～17：00
		遅番	10：30～19：30
		夜勤	16：00～ 9：00

6. 提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

①利用料金が介護保険から給付される場合

以下のサービスについては、利用料金の9割、8割または7割が介護保険から

給付され、自己負担は費用全体の1割、2割または3割の額となります
サービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては

ご契

約者と協議の上、グループホーム介護計画に定めます。

【サービスの概要】

①介護保険給付サービス

ア 食事

- ・バランスの摂れた食事の提供及び食事の介助をします。
- ・食堂で食事を摂ります。

《食事時間の目安》

朝食 7：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～

イ 入浴

- ・入浴またはシャワー浴、清拭を行います。

ウ 排泄

- ・ご利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立につ
いても適切な援助を行います。

エ 離床及び着替え、整容等

- ・適切な着替えや整容が行われるよう援助をします。

オ 健康管理

- ・血圧測定等、常にご利用者様の健康に注意し疾病の早期発見・予防健康保
持の適切な対応に努めます。

カ 相談及び援助

- ・当事業所は、ご利用者様及びご家族様または連帯保証人様からの
相談につ
いては、誠意をもって応じ可能な限り必要な援助を行うように努

めます。

キ 社会生活への参加

- ・事業所での生活を実りあるものとするため、趣味やレクリエーションを企画します。また、地域との交流を図るため、地域の行事や活動に参加します。

②介護保険外サービス

ア 金銭管理

- ・利用者様で金銭等の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。

【サービス利用料金】

①介護保険公示1割負担分、2割負担分または3割負担分（日額）

- ・下記の利用料金表によって、ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用料（自己負担額）をお支払い下さい。

介護保険種別	認知症対応型共同生活介護			
	介護保険/1日	自己負担1割 /日	自己負担2割 /日	自己負担3割/日
要介護度1	7,650円	765円	1,530円	2,295円
要介護度2	8,010円	801円	1,602円	2,403円
要介護度3	8,240円	824円	1,648円	2,472円
要介護度4	8,410円	841円	1,682円	2,523円
要介護度5	8,590円	859円	1,718円	2,577円

※サービスの利用料金は、ご利用者様の要介護度において異なります

居室料	月額 45,000円
食材料費	日額 1,670円
水道光熱費	月額 23,000円（4月～10月） 月額 29,500円（11月～3月）※冬期加算含む

※月の途中における入居または退去については、日割り計算とします。

日割りの方法は以下の通りです。

ア 居室料及び水道光熱費は月額を当月日数で割り、利用日数を乗じた金額とします。但し、小数点以下は切り捨てとします。

イ 食材料費は日額に利用日数を乗じた金額とします。

食材料費は食数に関係なく1日1,670円とします。

② 主な加算サービスについて

初期加算	入所した日から30日間は加算されます。 30円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの担当者を中心に、特性やニーズに応じたサービスを行った場合に加算されます。 120円/日
医療連携体制加算（Ⅲ）	24時間連絡体制の整った看護師による、日常的な健康管理や医療機関との連絡・調整が行われ、また、重度化した場合の対応及び看取りに関する指針を整備して、その内容について利用者やその家族に内容を説明した上で、同意を得ていること。 57円/日
退去時情報提供加算	医療機関へ退所する入居者様について、退所後の医療機関に対して入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、加算が算定されます。 250円/日
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入居者様の同意を得て、当該入居者様の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催した場合に加算されます。 100円/日
介護職員処遇改善加算	介護保険法令で定められた介護職員処遇改善加算（Ⅱ）上記単位数に17.8%を加算するものとします。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	介護ニーズの急増及び人材不足への対応策とし、介護機器を活用し、事業年度ごとに取り組みの実績を厚労省に報告すること。 10円/日 (1割負担)

（２） その他の費用

日常生活費	医療費代、理美容代、おむつ代等の日常生活に必要となる費用で利用者負担が適当と認められる費用。	実 費
-------	--	-----

（３） 利用料金のお支払い方法

① [サービス利用料] ①から②及び（２） その他の費用は、1か月ごとに計算

し、ご請求させていただきます。

②お支払い方法につきましては、口座引落にさせていただきます。

○引落日：毎月２７日（※土日祝祭日の場合は翌営業日）

○引落日手数料については、ご負担をお願いしております。

（４）原則として、連帯保証人を選定していただきます。

料金の未納等、入居契約の継続に係る重要な事態の発生は連帯保証人と十分な

協議をすることとします。ご利用者様本人が十分に理解できない重要事項のあ

るときは、連帯保証人にご連絡をいたします。

（５）入居、退去の手続きについて

①サービス利用開始の手続き

グループホームいちかわにてお申込み下さい。

入居と同時に契約を締結し、サービス提供を開始します。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員の連絡先と氏名をお知らせください。当事業所職員がご連絡いたします。

②サービス終了の手続き

ご利用者様の都合でサービスを終了する場合は、退所を希望する日の
１か月前

までに文書にて申し出てください。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・ご利用者様が他の介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の認定区分が要介護状態以外と認定された場合。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合。

④その他

- ・ご利用者様やご家族様などが、他のご利用者様、当事業所や当事業所従業者に対して本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、サービス契約終了の１か月前に文書で通知し、退所していただく場合があります。
- ・ご利用者様及び連帯保証人が正当な理由なく利用料をその他当事業所に支払うべき費用を３か月以上滞納したとき。
- ・ご利用者様が共同生活住居を離れて１か月経過したとき、または１か月以上離れることを予定して他所へ移転したとき。
- ・ご利用者様が病院または診療所に入院し、診断書等で明らかに１か月以内に退院できる見込みがない場合はその日から７日間以内に退所となります。または入院後１か月経過しても退院できないことが

明らかになった場合も同様となります。但し、退院後再度施設の利用を希望の方で、診断書等で共同生活が可能な場合は優先的に入所の手続きを致します。なお、入院中に病院内においての介護職員の利用者に対する支援はできませんのでご了承ください。

(6) 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間は午前10時から午後7時となっております。その際は、職員に申し出てください。
外泊・外出	外泊・外出の際には、必ず連絡先と帰宅時間等を職員に届け出てください。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により損害等が生じた場合は賠償していただきます。
喫煙	事業所内は禁煙とします。（消防法防火対策により）
迷惑行為等	騒音等、他のご利用者様に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教・政治 活動等	事業所内は、他のご利用者様に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮願います。
携帯電話・スマートフォン	持ち込むことは可能ですが、使用する際は、居室での利用をお願い致します。

7. 協力医療機関について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や治療を受けることができます。

但し、下記医療機関での優先的な診療、診断を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

※原則、ご家族様対応にてお願いします。

《協力医療機関》

医療機関の名称	診療科
岡沼内科往診クリニック	内科
八幡歯科	歯科

8. 緊急時の対応について

ご利用者様の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し適切な処置を行います。

9. 非常災害対策の対応について

事業所には自動火災通報装置等の設備を備えております。また、非常災害時に適切な対応をするため、随時消防計画に基づき防災の訓練を行います。

10. 事故発生及び損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかに、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。（加入保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社 賠償責任）

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められる時に限り、事業所の損害賠償責任を減ずる場合があります。

11. 造作・模様替え等の制限

ご利用者様及び連帯保証人様は、居室に造作・模様替えをするときは、事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者（当事業所）の承認を得てください。

その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の現状回復費用はご利用者様及び連帯保証人様の負担とします。ご利用者様及び連帯保証人様は事業者の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることもできません。

ご利用者様及び連帯保証人様は、居室以外の施設内の造作・模様替え等をしてはなりません。

12. 運営推進会議の設置について

当事業所では、サービスの提供状況について定期的に報告するとともにその内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

構 成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等
開 催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。
公 表	会議の記録内容につきましては、いつでも閲覧可能となっております。

1 3 . サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービス利用にあたっての禁止事項について

- ① 職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為。
- ② パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為。
- ③ サービス利用中に、職員の写真や動画の撮影、また録音等を無断でインターネット等に掲載する行為。

1 4 . 苦情処理について

《当事業所における苦情の受付》

当事業所ではご利用者様及びご家族様からの苦情を適切に対応できる体制を整えております。苦情解決を図るため、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置しております。

(1) 苦情受付担当者

管理者 渡辺 功武
電話 024-953-6041 /受付時間 9:00～17:00

(2) 苦情解決責任者

管理部長 柳沼 隆夫
電話 024-953-3522 /受付時間 9:00～17:00

(3) 第三者委員

民生児童委員 榎並 壽正
電話 024-951-5986 /受付時間 9:00～17:00

(4) その他

郡山市介護保険課
電話 024-924-3021 /受付時間 8:30～17:15 (土日祝日除

く)

福島県国民健康保険団体連合会
電話 024-528-0040 /受付時間 9:00～16:00 (土日祝日除

く)

福島県運営適正化委員会
電話 024-523-2943 /受付時間 9:00～17:00 (土日祝日除

く)

1 4 . 第三者評価の実施状況

当事業所は、提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

指定認知症対応型共同生活介護サービスの申し込み開始にあたり、ご利用者様及びそのご家族様に対し、重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所名： グループホームいちかわ

所在地：郡山市大槻町字北寺8番1

管 理 者 : 渡 辺 功 武

《 說 明 者 》

役 職 / 氏 名 /

重要事項に関する説明を受け、その内容に同意いたします。

《 ご利用者様 》

氏 名 / 様

《 ご契約者様 》

氏 名 / 様

ご利用者様との関係

住所
〒

電話番号